

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## 生命保険契約の契約者変更

Q：私が保険料を支払っている生命保険契約について、契約者を私から妻に変更したいと思っています。

この場合、生命保険契約に関する権利の贈与があったものとみなされて、贈与税がかかるのでしょうか。

A：生命保険契約の契約者を変更した段階では、課税関係は生じません。

### 【解説】

相続税法では、生命保険契約に関する権利や生命保険金は、本来の相続財産ではないけれどもその経済性に着目して相続財産とみなし、これに相続税や贈与税が課税されます。

生命保険契約に関する権利については、その保険契約に係る保険料の負担者が死亡した場合に、また、生命保険金及び生命保険契約に係る返還金等については、それらの取得があった場合に、それぞれ、相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなされることになります。つまり、保険料の負担者が死亡した場合や、保険金返還金等を取得した場合に、相続税や贈与税が課税されるのであって、契約者を変更しただけでは、贈与税は課税されません。

なお、保険契約者の変更後に保険契約を解除し、その保険契約に係る保険料の負担者以外の方が保険契約の返還金等を取得した場合には、その取得した人が保険料を負担した人からその返還金等を贈与により取得したものとみなされ、贈与税が課税されます。

